

1 THE OOSONE TIMES

令和元年

40年ぶりの民法改正

相続法改正【7月1日からの改正は大きく3つ！】

40年ぶりに民法が大きく変わりましたね。既に、1月13日から自筆証書遺言の方式が緩和されているのはご存じの方も多いかと思います。

7月1日からは大きく3つ、①遺産分割、②遺留分、③寄与分について改正です。

もう少し詳しく言うと下記のような改正内容です。

- ①遺産分割 …… 預貯金の仮払い制度開始（相続開始時の口座残高×法定相続分×3分の1、一金融機関あたりの上限は150万円）
配偶者に対する自宅の生前贈与が遺産分割の対象外に（婚姻期間が20年以上の夫婦）
遺産の使い込みに対する扱いの改正（遺産分割前に遺産が使い込まれても、使い込まれた分を遺産分割の対象にできる）
相続財産の登記に関する改正（法定相続分を超える不動産を取得した場合登記しないと第三者に対抗できない）
- ②遺留分 …… 遺留分減殺請求→遺留分侵害請求に（遺留分はお金で解決）
特別受益は相続開始前10年間のみに制限（遺産に相続開始前10年間に相続人に贈与された分を足して遺留分を算定）
- ③寄与分 …… 介護した親族が相続人に対し金銭的請求ができる（特別寄与料）

🗨️ 預貯金仮払い制度の注意点

「預貯金の仮払いを銀行でできるようになったから良かった～。これで葬儀費用がおろせる。」

「この制度は施行日（7月1日）前に開始した相続にも適用されるし。」

ほんと、この制度ができて良かったですよ。でもちょっと注意が必要な点があります。

まず、金融機関が約款等に基づいて定期預金等の一部払い出しを拒否することが可能である点です。制度が開始したばかりなので各金融機関がどのような対応を取るのか不明ですが、確実に仮払いしてもらえるのかどうか、口座を持っている金融機関に確認を取った方がよいでしょうね。

また、あくまでこの預貯金は「仮払い」です。仮払いしても遺産分割協議が済むまでは相続人全員の「共有財産」です。仮払いを受けた相続人の相続分が後日、仮払い金額よりも少ないことが判明したらもちろん「多すぎた分は返してね。」と他の相続人から返還を請求されることとなりますから気をつけましょう。



▼ 特別寄与料をもらうのは実は大変かも

特別寄与料を請求できるのは被相続人の親族に限られます。被相続人の親族とは六親等以内の親族、配偶者及び三親等以内の姻族なので、なんと、**内縁・事実婚の配偶者は含まれない**のです。
特別寄与料の請求方法は①当事者間の協議、②当事者間で協議がとれない、又は協議できない場合は家庭裁判所の判断になります。つまり②の場合は家庭裁判所に請求を申立てないといけないわけです。請求相手は相続人です。
家庭裁判所への請求期限は①相続の開始及び相続人を知った時から六か月以内、②相続開始の時から一年以内ですから、請求する場合はけっこう急がないといけませんね。
そもそも被相続人に対する療養看護や労務提供は「無償」でしていないといけません。被相続人以外の人から療養看護等の対価（お小遣いなど）をもらっていたら「無償」の要件を満たさない可能性があります。
特別寄与料をもらったたらもらったで、相続税の課税対象です。被相続人の法定相続人でない場合には2割増しの相続税が課されます。

📌 相続新制度開始スケジュールは以下のとおりです。

- 2019年1月13日 自筆証書遺言の様式緩和
- 2019年7月1日 預貯金仮払い制度開始
配偶者に対する自宅の生前贈与が遺産分割の対象外に
遺産の使い込みに対する扱いの改正
相続財産の登記に関する改正
遺留分減殺請求→遺留分侵害請求に
特別受益は相続開始前10年間のみに制限
介護した親族が相続人に対し金銭的請求できる
- 2020年4月1日 配偶者居住権
- 2020年7月10日 自筆証書遺言の預かり制度開始



発行元



〒354-0034
富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102
大曾根行政書士事務所
TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710
営業時間9時～17時 土日祝日も営業(不定休)
初めてのご相談は無料です。



<https://office-osone.com/>

【簡単そうで意外と難しい戸籍謄本取得の話】

遺産分割協議書を作ったり、相続手続をする場合には、相続人を確定するために戸籍謄本が必要になります。

ときどき亡くなった人の除籍謄本だけあれば何でも手続できると思込んでいる方がいらっしゃいますが、そうではないんですね。

亡くなった方の預貯金口座を解約するにしても、戸籍謄本は亡くなった人の出生から死亡まですべてが必要です。

「全部取りました。」と言って戸籍謄本を持って来られるお客様もいらっしゃいますが、意外と間が抜け落ちていたり、同じ戸籍を二重にとってしまう方が多いんですよ。

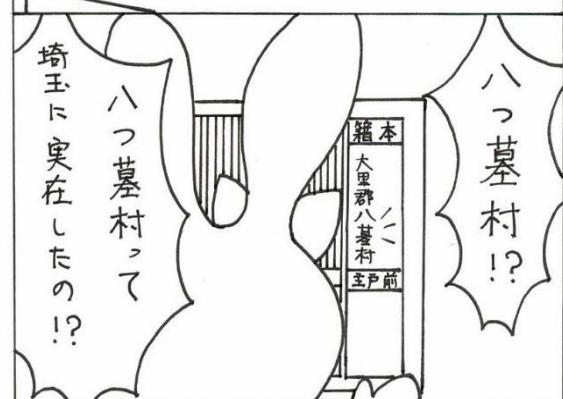
「出生から死亡までつながるように戸籍を取る」というのは、改製原戸籍(戸籍法の改正により、戸籍の記載内容や様式の変更があったために閉鎖された戸籍のこと)も取らないといけませんし、転籍していたら転籍前のものもある、ということなんです。

戦災・震災で戸籍謄本等が滅失、又は保存期限が切れて廃棄されて戸籍・除籍謄本が発行してもらえない場合には市町村役場から交付できないことの告知書が発行してもらえるので、その告知書を用意します。

昔のものに遡ると手書きですし、伯父叔母甥姪も入った戸籍になってくるので読み取るのが大変になってきます。旧字体で書いてあったりもしますしね。

埼玉にハッ墓村!?

パワリール事件簿



ちなみに深谷市には「血洗島」というちょっと怖い地名もあります。

【法定相続分】

相続人の組み合わせ	配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
配偶者のみ	全額			
配偶者と子	2分の1	2分の1※		
子のみ		全額※		
配偶者と直系尊属	3分の2		3分の1※	
直系尊属のみ			全額※	
配偶者と兄弟姉妹	4分の3			4分の1※
兄弟姉妹のみ				全額※

※複数人いるときは均等割り